

令和3年第4回防府市議会定例会会議録（その3）

○令和3年9月9日（木曜日）

○議事日程

令和3年9月9日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	橋 本 龍太郎 君	2 番	牛 見 航 君
3 番	梅 本 洋 平 君	4 番	河 村 孝 君
5 番	清 水 力 志 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	今 津 誠 一 君	8 番	村 木 正 弘 君
9 番	久 保 潤 爾 君	10 番	吉 村 祐太郎 君
11 番	曾 我 好 則 君	12 番	宇多村 史 朗 君
13 番	藤 村 こずえ 君	14 番	青 木 明 夫 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	松 村 学 君
17 番	高 砂 朋 子 君	18 番	山 田 耕 治 君
19 番	三 原 昭 治 君	20 番	田 中 健 次 君
21 番	森 重 豊 君	22 番	石 田 卓 成 君
23 番	安 村 政 治 君	24 番	河 杉 憲 二 君
25 番	上 田 和 夫 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	池 田 豊 君	副 市 長	森 重 豊 君
教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	熊 野 博 之 君
人 事 課 長	松 村 訓 規 君	総 合 政 策 部 長	石 丸 泰 三 君
地 域 交 流 部 長	能 野 英 人 君	生 活 環 境 部 長	入 江 裕 司 君
健 康 福 祉 部 長	藤 井 隆 君	産 業 振 興 部 長	白 井 智 浩 君
土 木 都 市 建 設 部 長	石 光 徹 君	入 札 検 査 室 長	山 根 淳 子 君
会 計 管 理 者	寺 畑 俊 孝 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	國 本 勝 也 君
監 査 委 員 事 務 局 長	田 中 洋 子 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	森 田 俊 治 君
消 防 長	米 本 静 雄 君	教 育 部 長	杉 江 純 一 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 藤 井 一 郎 君 議 会 事 務 局 次 長 廣 中 敬 子 君

午前10時 開議

○議長（上田 和夫君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（上田 和夫君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。19番、三原議員、20番、田中健次議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（上田 和夫君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、14番、青木議員。

〔14番 青木 明夫君 登壇〕

○14番（青木 明夫君） 改めて、おはようございます。よろしくお願いいたします。会派「自由民主党」の青木明夫でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、このコロナ禍、災害時と表現されていますが、一日も早く収束することを心より願っております。

本年3月議会において、第5次防府市総合計画の重点プロジェクトのうちの一つである

未来を拓く子どもの育成をテーマに質問をさせていただきました。未来を拓く子どもの育成とは、妊娠前から出産、子育てまでの切れ目のない支援体制を構築するとともに、歴史と文化に恵まれた防府市の教育的風土を生かし、教育のまち日本一を目指すとされています。今回は、この未来を拓く子どもの育成のうち、妊娠前から出産に関する質問をさせていただきます。

1つ目の項目は、少子化対策の推進についてでございます。

少子化は、私自身国難だと思います。少子化、高齢化、その要因は複雑で、しかも長い時間をかけて問題点が顕在化するものだと思います。全国的に人口減少に伴う少子化が進行するとともに、児童虐待問題の深刻化、子どもの貧困、地域の教育力の低下、ヤングケアラー問題など、子どもを取り巻く環境が人口減少、ひいては少子化を加速させています。防府市においても少子化が進んでおり、苦慮すべき大きな課題となっております。

今回策定された第5次防府市総合計画では、令和7年で人口11万2,000人以上、令和42年、40年後で人口10万人以上を維持することを目的に諸施策を展開するとあります。一方、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計に基づきますと、本市の人口は令和42年に約9万人に減少すると見込まれております。

防府市人口ビジョンにおいては、出生率の向上や若者の社会減に歯止めをかけることなどにより、将来にわたって人口10万人を維持することを目指しています。令和7年の人口ビジョン11万2,000人の年齢構成比については、年少人口——ゼロ歳から14歳を12.5%と設定されています。人数に換算すると1万4,000人になります。これは、毎年1,000人の新生児の誕生が必要となります。2020年の1年間に生まれた子どもの数が全国で87万2,683人、全国の数字の、アバウトですが0.1%が防府市の数字となり、また1%近くが山口県での数字となります。防府市の出生数は865人でした。

コロナ禍以前の当時の衛藤少子化担当相の持論は、第1子に月1万円、第2子に月3万円、第3子に月6万円と児童手当を拡充するのが柱で、3人の子どもがいる所帯では月計10万円が支給される計算になります。第4子以降も1人につき月6万円の支給、子ども3人で年間に120万円、10年支給を受ければ1,200万円を受け取れることとなります。このような私案を発表されておりました。少子化問題に対しては、これくらいの思い切った施策が必要と考えます。

また、人口動態統計によりますと、2019年の合計特殊出生率——1人の女性が一生に産む子どもの数に相当は1.36で、前年を0.06下回り、4年連続で低下しました。いかにして目標の1.80にするか、大きな課題でございます。お隣の韓国では0.

84と世界最低水準になっています。日本の将来を感じさせるものがございます。

防府市において、平成7年の11万8,803人をピークに人口減少、少子化が既に始まっています。20年前にどのような少子化対策を施行していたのか、何もなかったのが実情だったと思います。これからの20年間持続可能な施策を構築することが我々の大きな責務であります。

こども庁創設の提言を受けて、総理は強い決意で取り組むと宣言されました。この提言では行政の現状について、保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省、認定こども園は内閣府が所管するなど、縦割りで省庁間の連携が不足していると指摘した上で、子どもに関する政策を一元的に担当するこども庁を創設するべきだとしています。そして、こども庁には専任の大臣をおいて、虐待の防止や不登校への対応、子どもの貧困などに関する政策の立案や遂行に強い権限を持たせることなどを求めています。このようなこども庁の創設が議論されています。防府市として、子どものための諸施策を効果的にスピード感をもって具現化を図るためにも、行政を一元化することは重要であると思います。

先日、一般質問の情報で、子どもの誕生・成長サポート事業について子育て支援課を訪ねました。事業には出生祝いのプレゼントがあります。令和3年4月1日以降に生まれ、出生日に防府市の住民登録があるお子さんに対して、出生のお祝いとして幸せ餅と旬の地元野菜、鮮魚等1万円分を無償でお届けするとありました。

次に、多子世帯子育て支援商品券があります。3人以上の子どもさんを現在養育中である家庭の第3子以降の子どもさんの出生時に10万円分、小・中学校入学の前年度に5万円分の市内共通商品券をお祝いとして交付する制度です。申請条件として、保護者が1年以上防府市に定住していること、原則児童が防府市に住んでいること、保護者に市税、保育料等に滞納がないこと等が挙げられています。私はこの制度には問題があると考えております。

問題点その1として、市税等に滞納がないことが条件とされていることでございます。貧困によるものなのかどうか、子どもに何の責任があるのか、全員に支援するのが行政の役割はではないかと感じました。

問題点その2として、市の担当部署が基礎的な実態を把握されていないことでございます。子育て支援課に昨年の防府市での出生数を伺ったところ、市民課で聞いてくださいとのこと。市民課では3年間の出生数を尋ねたところ、把握していないとのこと。後日連絡をもらうことになりました。第3子以上の出生数を尋ねたところ、山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課少子化対策推進班へ聞いて下さいとのことでした。また、出生場所を尋ねたところ、全く分からないとのことございました。その場での回答は何

もありませんでした。その後、市民課からの回答がありました。出生数は平成30年度865人、令和元年度872人、令和2年度849人でした。子育て支援課からも回答がありました。多子世帯交付数は平成30年度175人、令和元年度155人、令和2年度173人の回答をいただきました。

今、政府ではこども庁創設に向けて、縦割り打破を推進されるようです。総理は国の宝である子ども達に関する政策を何としても進めなければならない。政治の役割だと語り、教育や福祉などを一括して所管するこども庁の創設に強い意欲を示しています。児童虐待への対応を例に挙げると、内閣府、厚生労働省、警察庁、文部科学省、法務省、総務省など、多くの省庁が関係してくるわけですので。子どもたちのために何ができ、何が必要であるかという視点に立ち、縦割り行政を打破して組織の在り方を抜本から考えていくと説明しています。

子どもの数は40年連続減少となります。総務省によりますと外国人を含む14歳以下の子どもの数は1,493万人で、前年より19万人減、総人口に占める割合は11.9%、47年連続で低下しました。令和2年度出生数は84万人でした。

このような状況の中で、ここで私案を述べさせていただきます。防府市の第3子以上の出生数は全体の約2割でございます。お祝い金として300万円くらいの支援をしてはいかがでございましょうか。令和2年度、173人に必要な金額は5億1,900万円でございます。原資としてたばこ税を充当するとか、ふるさと納税でモノからコトへをPRするのも手段だと考えます。自治体に寄附すると住民税などの優遇措置が受けられるふるさと納税による昨年度の寄附が過去最高を記録したようで、総額は6,725億円、前年度の1.4倍に増えたそうでございます。

また、たばこ税には御承知のとおり国税である国たばこ税及びたばこ特別税並びに地方自治体が課税する地方たばこ税の3種類がございます。この中で防府市が課税する市たばこ税は、令和元年度決算額で7億7,634万7,702円の税収がございました。また、この市たばこ税は特定の目的にしか使えない目的税ではなく、一般財源としてその使い道は特定されておられません。市たばこ税の一部を活用するというのはいかがでございましょうか。防府市でたばこを購入される方も増えるのではないかなと思います。

先日、デジタル推進に関する勉強会を傍聴させていただいた折に、菅原直敏福島県磐梯町最高デジタル責任者の先生の話の中で、ふるさと納税の成功例のお話をお聞きしました。DX——デジタルトランスフォーメーションの推進、具体的にはデジタル技術も活用して、業務効率化、省人化、コスト削減を目的とし、ICT化と町民本位の行政、地域、社会の実現を目指すと、ふるさと納税に表示したところ、ふるさと納税が5億円集まったと聞か

されました。磐梯町は人口3,000人、年間予算額30億円と伺っています。このような先例も参考になるのではないかと思います。

そこで質問いたします。防府市人口ビジョンで令和7年の5年後の年少人口——ゼロ歳から14歳が12.5%、1万4,000人を達成する施策についてお伺いをいたします。

○議長（上田 和夫君） 14番、青木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 青木議員の少子化対策の推進についての御質問にお答えいたします。

我が国の人口は、国勢調査においては平成22年をピークに減少しており、労働力の減少、経済規模の縮小、社会保障費の増加や地域社会の担い手不足など、社会へ様々な影響が及ぶと懸念されております。昨年、令和2年国勢調査の結果でも、全国で平成27年の調査時から8割以上の市町村において人口が減少しており、また、5割の市町村が5%以上の人口減少となっております。山口県におきましても、県全体で4.4%の人口減少となっており、本市の人口も残念ながら減少しておりましたが、その減少幅は1.6%と県全体より小さくなっておりました。人口が減少したことは重く受け止めなければなりません。減少幅が県内他市に比較して小さかったのは、これまで本市が取り組んできた施策が一定の成果として反映したからではないかとも思っております。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口にありますとおり、今後これまで以上に少子高齢化、人口減少は困難な課題になってくるものと考えております。そのため、このたびの総合計画では将来の維持すべき人口を目標に掲げ、人口の減少幅をいかに抑え込むのかを大きな視点の一つとして策定したところでございます。

総合計画には、優先的に取り組むべき施策を重点プロジェクトとして設定しております。安全・安心を第一にしたまちづくり、未来を拓く子どもの育成や、強みを活かした産業力の強化など、6つの重点プロジェクトとして取りまとめておりますが、中心市街地の活性化、企業誘致や子育て支援など、その全てが直接的、間接的に少子化対策や人口減少の歯止めにつながっていくものであり、総合計画を着実に進めていくことで目標としている人口11万2,000人の維持達成が図られるものと考えております。

また、私は毎日通学する児童を見送りながら、防府市で育つ子どもを大切にしたいという気持ちを新たにしております。そして、多くの子どもたちと挨拶を交わす中で、全ての子どもは平等であり、子ども達への施策は平等を基本としなければならないと考えております。そうした方針の下、少子化対策に直結する重点プロジェクト、未来を拓く子どもの育成においては、親が安心して子育てができ、子どもが安全に成長することができる環境

づくり、また切れ目のない支援を行うこととしております。そして、本市独自の取組である、ほうふっ子応援パッケージや新生児の聴覚検査などにおいても、全ての子どもに平等にきめ細かな支援が行き届くよう進めているところでございます。今後もこうした基本方針をもって、重点プロジェクト、未来を拓く子どもの育成にしっかりと取り組んでまいります。

議員の御指摘のとおり、少子化対策はまさに国が総力を挙げて取り組む課題でございます。政府が来年度の発足に向けて準備を進められているこども庁を中心に、県・市が歩調を合わせて取り組んでいく必要がございます。本市の基本目標である明るく豊かで健やかな防府の実現に向け、国・県と連携を図りながら、6つの重点プロジェクトをはじめとする総合計画を着実に進めることにより、令和7年度の人口11万2,000人以上が達成できるよう、全力で取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 14番、青木議員。

○14番（青木 明夫君） きめ細かな御答弁ありがとうございました。

少子化対策担当課や少子化対策協議会等の設置の必要性があると考えております。民間の有識者を交えて取り組むことを要望させていただきます。参考例として、静岡県富士市福祉こども部こども未来課がはぐくむF U J I少子化対策プランを今年の4月に策定しております。山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課がやまぐちこども・子育て応援プランを令和2年4月に策定しております。参考になるのではないかなというふうに思っております。

先日、教育現場から、こども庁設置の話、少子化対策について、御意見をお伺いいたしました。現在の文部科学省、厚生労働省、内閣府の一元化について、こども庁構想に含まれることを希望する。高知県子ども課はいち早く一元化を図った県として見習うべきものがある。1・2歳児は子育て支援課、3・4歳児は学校教育課、一貫性が必要。ここに縦割り行政を一体化するの必要を感じている。S o c i e t y 1 . 0、これは狩猟期社会、2 . 0、農耕期社会、3 . 0、工業化社会、4 . 0、現代の情報期社会、そして今からがS o c i e t y 5 . 0がA I、いわゆる人工知能社会と言われるものになっていく。今の幼稚園児が20年後に到来する時代はもうまさにS o c i e t y 5 . 0の超スマート社会と言われるところになっているでしょう。知識を知恵に変える教育・保育の必要性を踏まえた構想が必要である。保育園・幼稚園・義務教育の一元化を図り、子どもの成長発達に応じた教育のありようを講ずることが大切と思う。このような現場からの声もいただきました。ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

次の質問は、ふるさと出産のできるまちの実現についてです。私が平成22年3月議会で一般質問いたしました、産科医不足に対する防府市の対応についてを改めて質問させていただきます。

ふるさととは場所であり、そして人であります。防府市の年間出生数は先ほど申しましたように、平成30年865人、令和元年872人、令和2年849人となっています。今年にはコロナ禍の影響もあり、出生数はさらに落ち込むと予想されています。平成22年当時、10年前では出生数が1,000人前後で推移しておりました。冒頭部分で申し上げましたように、防府市人口ビジョンでは令和7年度の人口が11万2,000人、年少人口——ゼロ歳から14歳が12.5%、1万4,000人となっています。これは出生数1,000人前後が条件となります。

今、防府市の産科医の現状は、10年前と何も変わっていない現実があります。山口県立総合医療センターで分娩される方が400人前後、産婦人科開業医院は1施設、そこで分娩される方が300人前後、出生数を見てもかなりの方が他市でお産をされる現実があります。ふるさと出産は全く考えることができないのが現状でございます。ふるさと出産は昔では当たり前のことでした。親子の絆をより強固なものにすると感じておりました。

今、山口県立総合医療センターの移転計画が浮上しつつあります。防府市内への移設を心より願っております。医療現場は、一次医療、二次医療、三次医療に分類されています。一次医療はクリニックや医院、二次医療は救急病院、三次医療は高度な医療機器を持つ医療施設と分類されます。山口県立総合医療センターは三次医療施設でございます。

以前、産科医の先生に現状をお伺いしたことがございます。「私が産科医を続けられるのは、市内に山口県立総合医療センターがあるからです。自分の手に負えないときに、すぐに医療センターで対処できることです」とのお話をお伺いしたことがあります。産科医を誘致する一つのキーワードにも感じます。山口県立総合医療センターの移設場所のそばに産科医院の敷地を確保することも考えてみてはいかがでしょうか。産科医にとって、医療事故が起きると訴訟リスクが高いのも現実です。山口県立総合医療センターの近くに産科医院を設置することで、訴訟リスクも抑制効果があるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。山口市、周南市の産科医に市内在住の100人くらいの妊婦の方がお世話になり、お産をされていると思います。防府市では産科医不足に対して、どのような取組をされているのかお伺いをいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 青木議員のふるさと出産できるまちの実現についての

御質問にお答えいたします。

令和元年の1人の女性が一生の間に産む子どもの人数を示す合計特殊出生率を見てみると、全国は1.36人、山口県は1.56人に対し、本市は1.57人と、国・県を上回る状況にあり、また本市の出生数は令和元年度が861人に対し、令和2年度は864人であり、このコロナ禍においても妊娠、出産への大きな影響は受けておりません。これは、本市が今まで子育て世代の事業を充実させ、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組んでいる成果ではないかと考えております。

そのような中、令和2年度の本市に住民票がある妊婦の方の分娩場所は、市内の産科医療機関で分娩された方が約700人、市外で分娩された方は約150人となっております。一方、市外に住民票のある方が本市の産科医療機関で分娩された方は約300人となっております。住民票のある住所地以外で出産される主な理由といたしましては、本市がふるさとであったり、反対に他市がふるさとであることから、いわゆる帰省されての里帰り出産によるものでございます。

現在、市内には妊婦の方が受診できる医療機関が5医療機関あり、そのうち分娩可能な産科医療機関が2医療機関でございます。どちらの医療機関も分娩の制限は設けられておらず、現体制で十分対応できるとお聞きしております。特に、山口県立総合医療センターには、県内に2か所しかない総合周産期母子医療センターがあり、リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が提供されており、妊婦の方が安全・安心な分娩ができる環境にあります。また、分娩を受けておられない3医療機関においても、希望されれば分娩までの間の妊婦検診を行うなど、妊婦の方へのサポートをしておられます。このような現状から、本市の産科医療機関での対応で不足はないと考えております。

そのような中、本市では、市民の皆様が安心して安全に分娩できるよう、市内の産科医療機関の安定した経営を促進することを目的に、分娩取扱件数に応じた手当を産科医等確保支援事業として実施しております。今後も出生数の増加に向け対策を講じるとともに、出生数の動向にも注視しながら、ふるさと出産されたい妊婦の方が安心して分娩できるよう、県や医師会と連携を取りながらしっかり対応してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 14番、青木議員。

○14番（青木 明夫君） 御答弁ありがとうございます。安心いたしました。これからはぜひこれが続いていくように努力していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

山口県立総合医療センターが三次医療に特化されれば、防府市の医療崩壊につながるかと

思います。防府市として最大限の努力が必要と考えております。防府市内でふるさと出産ができるまちづくりを要望させていただき、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、14番、青木議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、3番、梅本議員。

〔3番 梅本 洋平君 登壇〕

○3番（梅本 洋平君） 会派「自由民主党」の梅本洋平でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、大きく分けて3項目の質問でございます。

まず初めに、お悔やみ手続の簡素化についてでございます。

防府市では、昨年1,409人の方がお亡くなりになりました。高齢化が進む中で、お亡くなりになる方も残された遺族も高齢化が進んでいるのが現状でございます。残された遺族はお亡くなりになった方の死亡後の手続、お悔やみ手続をしなければなりません。その手続は死亡届や火葬許可申請書はもちろんのこと、世帯主の変更や年金、保険、上下水道使用者の変更など、多岐にわたります。このたび、役所におけるお悔やみ手続でどの課に伺えばよいか調べましたところ、市民課、保険年金課、高齢福祉課、子育て支援課、課税課、建築課などの担当部署が数多くあり、御高齢の方や初めての方を悩ませています。葬儀場で今から最期のお別れという控え室で、どうしたらよいか分からないと頭を抱えている高齢の方がたくさんいると、葬儀場で働かれてる方にお聞きいたしました。

1つ目の質問は、お悔やみ手続が必要な方に、現在どのような案内をされているのか。そして、手続に悩まれてる方にどのようなサポートをされているのか、お聞きいたします。

次に、これは平成31年の議会において山田議員も同様の趣旨の発言をされておられましたが、もしもお悔やみ手続の担当課、仮にお悔やみ課、または専用のブースなどがあれば、市民の方は書類を持ってその部署に行けば全ての手続ができ、分からないことがあってもその担当課に聞けば全て解決すると大変分かりやすくなると私は考えています。その後、その書類がどこの部署に回るかどうかというのは市役所内部の話であり、市民の方が書類を持って各課を回っていただく必要はないのではないのでしょうか。

全国の自治体でこのような取組をされている自治体がないかどうか調べましたところ、滋賀県の長浜市で実際にこの取組が行われていました。これは、議長に許可をいただいた資料でございますが、長浜市においてはおくやみコンシェルジュという取組をされてきました。コロナの関係で実際に見に行くことはできなかったんですが、この長浜市は、市民

課の一角に専用のブースがあるそうです。市民の方は、そこに予約をしてそのブースに行きます。予約があったときだけ担当者がそこに行き、このコンシェルジュが全てアテンドをしてくれます。仮に課税課の手続で問題があった場合は、このコンシェルジュが課税課に電話をして、課税課の方がそのブースに来て手続をしてくれる。市民の方はそこに座っているだけで全ての手続が完了する、こういったシステムだそうです。そのようなシステムがあれば、御高齢の方であっても、初めての方であっても、お悔やみ手続に悩まれる方がいなくなるのではないかと私は考えています。また、市民の方も人との接触が減ることで、新型コロナウイルス感染症の感染予防にもつながり、関わる人が少なくなることで職員の皆様の働き方改革にもつながるのではないのでしょうか。

そしてもう一つ、今から2号館の取壊しが行われますが、雨の日は屋根のない中を4号館から1号館へと市民の方に渡り歩いていただく。職員の方に渡り歩いていただく。このことも懸念をしております。死というのは必ず誰にも訪れます。ということは、全ての市民がこの手続にいつか関係してくるわけでございます。大きな予算を使わずとも、手続のシステムを変えるだけで分かりやすく簡素化することができ、市民サービスの向上につながるかと私は考えています。

そこで、2つ目の質問でございますが、このような取組を我が市も行ってみる、検討してみたいかと思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） 3番、梅本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 梅本議員のお悔やみ手続の簡素化についての2点の御質問にお答えいたします。

私は、市民の皆様が市役所に行政手続等で来庁された際には、市民の視点に立ち、スムーズに手続等が進められるよう、可能な限り1か所に対応しなければならないと考えております。そのため、新庁舎におきましては、市民の皆様の利便性を第一に考え、市民の皆様の利用の多い窓口を1階から3階までの低層階に配置することとしております。特に、福祉関係の部署については、新庁舎に移転する社会福祉協議会と一体化させ、福祉棟2階に福祉分野の総合相談窓口を設置いたします。また、福祉棟と立体駐車場とを段差のない連絡通路で結ぶことにより、来庁された方の移動が極力少なくなるよう工夫しております。さらには、県の総合庁舎機能を市庁舎に移転することによって、行政サービスのワンストップ化を図り、市民の皆様の利便性をより高めることとしております。

こうした中で、まず1点目の死亡に伴う手続に関する御質問です。

現状では、市民課に死亡届を提出された際に、市役所で行う手続等の一覧表を御遺族ま

たは御遺族に代わり来庁された葬祭事業者にお渡ししております。その後、御遺族が市役所に来られ、国民年金や介護保険、児童手当などの各担当課の窓口において死亡に伴う必要な手続をしていただいております。なお、来庁された方の御事情により窓口間の移動が困難な場合には、御遺族がおられる窓口で職員が出向き、対応をしているところでございます。

続きまして、2点目のお悔やみ手続専用窓口の設置についてです。

議員お示しのとおり、これから始まります庁舎の建て替えに伴い、工事期間中、1号館と4号館とを往来するためには、現在より遠回りしていただく必要があり、市民の皆様非常に御不便をおかけすることになります。そのため、工事期間中も市民の皆様の御負担をできるだけ少なくできるように、基本的には1号館と4号館のおのこの手続が可能な限り完結するようにしたいと考えております。具体的には、転入や転居、出生や婚姻等、住民異動に関連する手続については全て4号館で手続が完結するように、また1号館で受け付けている福祉や教育関連で必要な手続については、4号館に行くことなく1号館で手続が完結できるように指示しているところでございます。ただし、やむを得ず離れた庁舎にある窓口で手続が必要な場合は、できるだけ職員が出向いて対応をすることといたします。

そうした中で、議員お尋ねのお悔やみ手続につきましては、手続に来られる方も多く、今後手続の総合相談窓口を設置し、ワンストップで対応できるようにしたいと考えております。そのほかにも同様な手続等があれば、総合相談窓口の設置も検討するよう指示もしているところでございます。

一方で、市民の皆様が手続に関する問合せや御相談を地域に身近な公民館でもできるように、公民館と本庁の窓口をつないだオンライン相談も始めており、今後、公民館のデジタル化による利便性の向上にも取り組んでいきたいと考えております。

いずれにいたしましても、新庁舎建設中は御不便をおかけいたしますが、先ほどの青木議員の御質問の中でもございました窓口での適切な対応への取組も含め、可能な限り市民の皆様へ御迷惑をかけずに済むよう、市民サービスの向上を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 3番、梅本議員。

○3番（梅本 洋平君） 大変前向きな御答弁ありがとうございました。お悔やみ手続について、4号館に総合相談窓口を設置いただけるということにとどまらず、そのほかの手続も対応可能か検討いただけるということ、満点回答以上の御答弁であったと思います。心から感謝を申し上げます。手続が簡素化されるということはもちろんなのですが、葬儀場で書類を持って悩まれている御年配の方が心を落ち着かせて最期のお別れができるとい

うこと、何よりうれしく思います。やると言ったらあっという間に実行してしまう池田市長のことでございます。今後どのような形で実行されていくか、心から楽しみにしております。重ねて感謝を申し上げ、この項を閉じさせていただきます。

次に、都市計画道路の見直し実施について御質問を申し上げます。

現行の都市計画法は1968年に制定されました。この法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において土地利用に関する計画、都市施設に関する計画、市街地開発事業に関する計画などを定めることにより、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。本市におきましては、昭和10年に旧都市計画法第1条により、都市計画区域となりました。その後、昭和17年に13路線を計画決定して以来、数度の見直しにより、現在では44路線、延長約126キロが計画決定されています。また、その整備状況は全体の約54.8%に当たる約69キロ——これは今年の3月31日のデータでございます、が改良済みとなっています。逆に申し上げるのであれば、計画から30年たった今も、約半分が整備されていないというのが現状でございます。

この30年以上の長い年月の中で、防府市も様々な変化をしてきました。そして今後も、都市計画図に記されていない道路拡張などが行われるなど、様々な変化をしていきます。その変化によって、本市にとって将来的にも必要性が低くなった計画道路というものもあるのではないのでしょうか。この必要性が低くなった計画道路がそのままになっていることにより、市民の経済活動の妨げになっていると私は感じています。

経済活動の妨げになる理由といたしまして、1つ目には、計画道路内においては建築可能な建物が限られ、土地や建物の取引需要が低いため、実際の取引価格が低くなること。2つ目に、将来の立ち退き料を見越した所有が続くことにより、活用されない空き家や空き地が増加すること、などが挙げられます。このような土地路線が活用されるのであれば、市民の経済活動の向上はもとより、税収の増加やまちの活性化につながるのではないのでしょうか。

山口県が平成18年に策定いたしました都市計画道路見直し基本方針により、防府市は平成25年から平成26年にかけて防府都市計画道路見直し調査をされた経緯がございます。あれから8年が経過し、市も市の計画も進化し、当時と状況は変わってきていると私は考えています。そこで、防災、工業、商業、人流などを考慮し、将来の公共の利に即した形で、現在決定されている都市計画道路は再検討されるべきであると私は考えています。また、その際には、市民の皆様や土地や建物の調査、取引を行う事業者などの御意見を踏まえて検討されるべきではないのでしょうか。

そこで2点お伺いいたしますが、1つ目に、都市計画道路に決定されているものの長年整備されていない路線が多くありますが、今後どのように見直されるのか、お聞きいたします。2つ目に、都市計画道路見直し方針を作成する段階で広く意見を聞く場が必要であると考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 梅本議員の都市計画道路の見直しに関する2点の御質問についてお答えいたします。

御質問の1点目の、長年整備をされてない都市計画道路の見直しについてでございます。

都市計画道路は、都市の骨格を形成する基盤施設として商業、工業、住宅地など土地利用計画と併せて将来の都市をイメージし、長期的、広域的な視点に立って都市計画決定されたものでございます。

議員御案内のとおり、本市の都市計画道路は44路線、総延長126キロメートルを計画決定しておりまして、そのうち、計画決定後30年以上整備されてない路線が22路線でございます。このうち一部の未整備路線は、近年の社会情勢やライフスタイル等の変化により、道路に求められている機能や役割につきまして変化が生じてきました。そのため、平成25年から26年に実施した都市計画道路の見直しの調査結果を基に、都市計画マスタープラン、立地適正化計画策定の中で道路の在り方について検討してきたところであります。

また、このたび策定した第5次総合計画において、5年後、10年後のまちの姿として整備を進める路線を、防府・未来へのネットワークとして位置づけ、お示ししたところでございます。この道路ネットワークの中には、防災拠点や医療拠点をつなぐ県道、広域防災アクセス道路などの新たな路線も加わっております。

このような状況を踏まえまして、都市計画道路につきましても、廃止や変更なども含め、総合的に見直しを行っていきたいと考えております。

次に、2点目の広く意見を聞く場についてでございます。

都市計画道路の見直しに当たっては、路線ごとに廃止路線、存続路線、新規路線の方針を作成し、公表し、その後、都市計画法に基づく手続により、廃止、変更等の決定を行う必要があります。

中でも、都市計画道路の廃止、変更につきましても、市民の生活やまちづくりに大きな影響を与えることから、路線ごとに個別の課題を把握する必要があります。そのため、都市計画道路の見直しを進めるに当たっては、土地や建物の調査・取引を行う業者、建物を建築する事業者など、関係団体等の意見交換や協議会などの新たな対話の場を設けてまい

りたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 3番、梅本議員。

○3番（梅本 洋平君） 前向きな御答弁ありがとうございました。総合的な見直しをしていただけるということ、そして、対話の場を設けていただけるということ、御回答に感謝をいたします。

都市計画道路は、このまちの未来を思い描く計画でございます。30年前に思い描いた計画によって、このまちは進んできました。この30年の間、まちが変化したことにより、過去と現在と未来では、その計画の必要度が変わるのとは当然であると思います。そのときそのときのまちの現状に即した未来を思い描いてほしいと、私は思っています。定期的な見直し、つまり定期的な計画の改善をどうかお願いをいたします。

そして、仮に不動産業や宅建業などをされている方は、長年にわたり、このまちの変化、市民の生活の変化を見てこられました。直接利害関係のある方の意見というのは、なかなか難しいということは重々と承知をしておりますが、取り入れるか取り入れないかどうかは別として、まちの変化や身近で見てきた方々の意見を広く聞く場、ぜひぜひ行っていただきたいと思っております。改めて御要望申し上げます。

広く意見を集めて、未来のまちの発展につながる都市計画、まちづくりをしてほしい、このことをお伝えいたしまして、この項を閉じさせていただきます。

次に、小・中学校における水泳授業についてでございます。

日本における水泳の授業をひもといてみますと、1952年に水泳中の事故や船の沈没など、水難事故で多くの児童・生徒の命が犠牲になったことをきっかけとして、当時の文部省は、水泳を習得することが命を守ることにつながるとして、1955年の学習指導要領の中に、全国の小・中学校に対して、プールの設置と水泳の授業への取組について明記したことから始まっています。

現在の学習指導要領を見ますと、保健体育に対して、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視と書かれていますが、文科省が策定している水泳指導の手引におきましては、水の物理的特性を理解し、水泳系で求められる身体能力を身につけること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むと書かれています。

つまり、水泳の授業というのは、速く泳げるようになることが目的ではなくて、水中で命を守る技法を身につけることが目的となっているわけでございます。

そのような中で、昨年より新型コロナウイルス感染症の影響により、2年間にわたり水

泳の授業が中止されてきました。もちろんこれは最善の対応であったと考えておりますが、逆の見方をすると、現在の小・中学生は、スイミングスクールなどに通う一部の生徒を除いて、水中で命を守る技法の習得に欠けていると見ることができます。

1つ目の質問として、今後の新型コロナウイルス感染症の影響により、いつ水泳の授業が行えるか不透明なところもありますが、現在のこの事態をどのようにお考えか。そして、来年以降、水泳の授業が実施可能になった場合、授業数を増やすなどの対策について御所見をお伺いいたします。

次に、水泳の授業の今後の在り方について質問をさせていただきます。

さきに述べましたように、水泳の授業は、子どもの命を守る授業でございます。新型コロナウイルスの影響で授業が中止になる前の状況を見てみますと、年によっては、雨が降り続けて授業数が少なくなってしまうことがあったり、台風の影響で授業数が少なくなってしまうことがあったりと、各校、各学年において、均等に安定して授業数が確保できないことがあるというのが現状であると考えています。

そのような中で、昨今、全国各地で水泳授業を外部委託する自治体が増えてきています。これは、例えば、学校までスイミングスクールのバスが迎えに来て、生徒はバスに乗り込んでスイミングスクールに行く。そして、授業を受けて、またバスで帰ってくる。このようなイメージでございます。

既に実施している自治体がたくさんありますので、これによるメリット、デメリットを調べてみました。

まずはメリットといたしまして、1つ目に、授業実施が季節、天候に左右されないということがあります。室内プールであれば、天候だけでなく、季節にも影響を受けなくなり、水泳の授業が確保しやすくなります。

2つ目に、専門の指導員による授業を実施することができます。専門的な知識を持ったインストラクターと協力しながら授業を行うことができるため、児童や生徒の技能がより上達することが期待できます。

3つ目に、教員の負担軽減が考えられます。水質管理、水泳指導、指導中のけが、事故防止などから解放され、かつ時間的な余裕が生まれることにより、現在、全国的に問題になっている教職員の働き方改革につながります。

4つ目に、プール施設の維持費削減が期待できます。プールを維持するためにかかる費用、水道代や水道管理のために動かすポンプの電気代、これはある県の算出によりますと、1施設当たり年間100万円という数字が出ていました。

そして、老朽化による修繕費、これもある県の算出によると、1施設当たり1,

400万円という数字が出ておりました。こういった維持費の削減も見込むことができます。

一方でデメリット、課題というものも挙げられていました。

1つ目に、委託費用の支出が出る。これは長期的に見れば、維持費削減のほうが大きく、財政的には軽減になるという算出で、各自治体は外部委託に踏み切っていると思います。

2つ目に、スイミングスクールまでの移動手段や時間の確保に問題があるかもしれません。

3つ目に、施設面や人員面にもおいて、委託先にはしっかりとした質が求められます。

こういったことが、既に実行している自治体で挙げられていました。

これを見てもみますと、デメリットよりもメリットのほうがはるかに大きく、防府市も水泳授業の外部委託の検討を始めてみてはどうかと、私は考えています。

そこで、2つ目の質問でございますが、水泳授業の外部委託について、教育委員会はどのようにお考えか、御所見をお伺いたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 梅本議員の小・中学校における水泳授業についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の来年度以降の水泳授業の実施についてです。

水泳運動は、水の中という特殊な環境での活動において、浮く、呼吸する、進むなどの課題を達成し、水に親しむ楽しさや喜びを味わうことができる運動です。その中で重要なことは、議員も御案内のとおり、水の危険から身を守ることです。

そこで、小学校低学年では、水慣れ遊びや、浮く、潜る遊びを通して、水になれ親しみ、小学校中学年以降は、発達段階に応じた技能の向上を図るとともに、水泳の事故防止に関する心得について学んでおります。

議員御案内のとおり、本市では2年間、プールでの水泳指導が実施できておりません。毎年、水の事故防止については指導しておりますが、水泳の技能については、学年に応じた泳法等が身につけていないことが考えられます。

これらのことを受け、来年度の水泳授業の実施に向けては、校長会や小・中学校の体育部会とも協議をし、児童・生徒の実態を把握した上で、学年に応じた水泳の技能を丁寧に教えていくことを確認しております。

その上で、各学校においては、必要な時数の確保、指導内容の精選並びに指導方法の工夫等、来年度の水泳授業の実施に向けて、しっかりと準備を進めております。

2点目の水泳指導の外部委託についてです。

議員御案内のとおり、民間施設を利用した水泳授業の実施や、併せて施設所属の指導者に児童・生徒への泳法指導を委託するなど実施している自治体があることは認識しております。

現在、様々な情報等の収集を行い、本市の状況に合わせた研究をしているところでございます。引き続き調査・研究をまいります。

防府市教育委員会といたしましては、児童・生徒が発達段階に応じた技能を身につけるためには、児童・生徒一人ひとりの実態をしっかりと把握している教職員の指導による教育効果は高いと考え、今後も各校のプールにおける水泳指導の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 3番、梅本議員。

○3番（梅本 洋平君） 御答弁ありがとうございました。

まず、1つ目の質問について、状況を把握された上で、今後しっかりと対応していくというお答えで、安心をいたしました。

私の娘が小学5年生なのですが、2年前、小学3年生のとき、溺れそうになりながらも、何とか25メートル泳いでいたんですけども、今年プールに連れていきましたら、全く泳げなくなっていました。

子どもにとって2年というブランクは、大変大きいものだと考えています。授業数を増やしたとしても、この2年というブランクは、なかなか埋められないということは思っていますが、それでも自分の命を守るという技法の習得までは、初等教育、中等教育で必ず終わらせておかなければならないと考えます。ぜひぜひこの視点での御協議をお願いをしたいと思います。

2つ目の質問について、現在、研究中ということでございました。引き続き研究をお願いしたいところでございます。

これは2つ目の質問について、さきに述べましたとおり、授業数の安定的な確保はもちろんのことなんですけども、私の中でもう一つ思いがあって、この質問をさせていただきました。その思いというのは、教職員の働き方改革でございます。

教職員の働き方改革は、全国的に叫ばれる中で、なかなか進んでいないのが現状でございます。学校現場を見てみますと、人が増えない、作業は減らない。効率よく授業をしたとしても、45分の授業が30分になるようなことはない。そのような中で、働く時間を減らせ、残業を減らせと言われているのが現状だと思います。まさに、世の中で言うところのブラック企業のような状態であると、客観的に見て、私は感じています。

昨年の山口県における小学校教員の志願倍率は1.8倍でございました。一昔前は5倍程度、それ以上はあったと記憶しています。先生という職業は、大変魅力的な職業であるにもかかわらず、なりたい人が近年少なくなっている。これが今の現状です。

この状況は、将来的に子どもたちの教育に必ず影響が出てきます。そして、このまちに必ず影響が出てきます。なぜならば、教育はこの国の根幹であり、このまちの根幹であるからでございます。

今回、水泳の授業というアプローチをさせていただきましたが、これは教職員の皆様の職務のごくごく一部であるということは承知をしています。ですが、この少しを積み上げていかないことには、働き方改革にはたどり着かないのではないのでしょうか。物事には必ず裏と表があります。どんなことにも、必ずデメリットがあるわけです。いろいろな状況を踏まえて、デメリットも踏まえて、清濁併せのんで進まなければならないということもあるのではないのでしょうか。

ぜひぜひ子どもたちのために、このまちの未来のために、専門家を交えた検討委員会、検討会議を行っていただきたい。このことを要望いたしまして、この項を閉じさせていただきます。

最後に、今年に入ってからワクチン施策で、防府市は他市に先駆けて保育士の優先接種、三師会の協力、全国で唯一の自衛隊員の優先接種などが行われてきました。他市の方から、「防府早いね」「防府すごいね」何度も私は言われました。それを聞いて、私は一市民として、大変誇らしい思いでございました。

先陣を切るというのは大変難しいことです。失敗をすることも当然あります。ですが、それでもいち早く動く。防府モデルを他市に見せるということは、郷土愛、シビックプライドにつながると、私は思っています。

今後も、スピード感と実行力のある防府市、防府1番であり続けてほしいということ、池田市政に心からお願いを申し上げて、御期待を申し上げまして、本日の私の一般質問を全て閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、3番、梅本議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、12番、宇多村議員。

〔12番 宇多村史朗君 登壇〕

○12番（宇多村史朗君） 皆さん、おはようございます。会派「自由民主党」の宇多村でございます。

本日は、市有三世代住宅の残りの4区画の敷地の売却手続についてと併せ、本年が防府

市公営住宅等長寿命化計画中間見直しの年に当たることから、防府市の市営住宅について、また居宅介護支援事業所と介護予防についての3点の質問をさせていただきます。

質問の中で位置関係が分かりやすいように、一部パネルを使用させていただきますので、御了承ください。

執行部の真摯なる御回答をお願いいたします。

それでは、三世代住宅の残りの4区画の用地の活用計画について御質問いたします。

昨年12月の私の質問に対し、富海地区では、これまであまり宅地開発が進んでいませんでしたが、国道2号の拡幅工事が令和7年度に完成予定であることや、公共下水道の普及など今後急速にインフラ整備が進むことを見越した、民間による宅地開発造成が行われ、市外の方の問合せも多く、分譲地が完売している状況を踏まえ、三世代住宅用地についても、早期に人口減少防止策として有効な活用策を講じてほしいとの地元の声があることから、防府市としても、地域の意見を参考に、定住住宅用地として民間活用の導入による有効活用を検討してまいりたいと答弁されております。

現在、富海地区では、平成28年4月に富海活性化協議会を立ち上げております。平成30年に策定した富海地域夢プランの中で、若者を定住させる他地域からの転入者を増やし、人口減少に歯止めをかけることを目標に活動しております。

富海は、防府市の東のとりでであります。防府市の人口をこれ以上減らさないためにも、我々の活動に御理解を賜りたいと思います。

市有三世代住宅の残りの4区画についてですが、既に私に購入の意向を伝えられた方が2名おられます。いつになれば購入できるのか、市はいつになれば公募してくれるのか、どのような手続を踏めばよいかなどの問合せでございます。

この黄な部分が、先ほど申し上げました民間開発した分譲地でございます。造成した三世代住宅跡地は、このパネルでお示ししましたように、地理的にとのみ保育所、緑色です。青、富海小・中一貫校に隣接しており、教育富海の中心地であります。

そこで御質問いたします。当該用地の今後のスケジュールをお示ししていただきたいと思っております。御回答をお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 12番、宇多村議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 宇多村議員の市有三世代住宅用地の活用計画と今後のスケジュールについての御質問にお答えします。

三世代住宅用地につきましては、令和2年の12月議会での宇多村議員からの御質問に対して、国道2号の拡幅が令和7年度に完成する予定であることから、周南市等への通勤

圏としてのポテンシャルが高まっている富海地区に多くの方々が住んでいただけるよう、民間活力の導入による定住住宅用地として有効活用を図ると答弁させていただいたところでございます。

三世代住宅用地は、とのみ保育所や富海小・中学校から近く、また通勤の利便性も高いことから、地元の皆様からも子育て世代を対象に、購入しやすい区画で、より多くの世帯に住んでほしい、などの意見をいただいております。

市といたしましては、富海地区の活性化や人口減少防止に向け、いただいた御意見も踏まえ、市内外を問わず、子育て世代の方々に定住していただくことや、多くの方々が購入しやすいように区画の見直し等を行うことを考えております。

なお、用地の一部は、これまで課題でありました、隣接するとのみ保育所の送迎時の混雑を解消するため、駐車場として確保することとしております。

今後につきましては、境界のフェンスの改修、土地の測量等の作業を急ぎ進めていき、令和4年度の早い時期に売却できるよう進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 12番、宇多村議員。

○12番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。丁寧な御答弁でありました。令和4年早期に保育所周辺のフェンス、パーキングとして整備し、令和4年度をめどに、用地を売却する計画だということでございます。そのように、私のほうへ問合せがあった方に説明させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、富海地区にも市営住宅がありますので、防府市の市営住宅についてお伺いいたします。ここの赤いところが、富海の市営住宅です。先ほど説明いたしました三世代の住宅が、こちらです。保育所、中学校、市営住宅、とても隣接しております。

少子高齢化社会を迎え、また住宅の老朽化など、市営住宅を取り囲む環境も大きく変わろうとしております。さきの長寿命化計画も一部見直され、着手された頃ではないかと考えております。

令和3年3月19日に閣議決定された新たな住生活基本計画の概要ですが、計画期間は平成28年度から10年間の現行の住生活基本計画を見直し、令和3年度から令和12年度までの新たな住生活基本計画を決定しております。

その中で、住生活をめぐる現状と課題が示されております。

世帯の状況といたしまして、子育て世帯数は減少します。高齢化世帯数は増加しているが、今後は緩やかな増加となる見込みであること。

次に、気候変動問題では、I P C C、気候変動に関する政府間パネルから、2050年

前後に世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロであることが必要であることが公表され、2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会を実現することが宣言され、対策が急務となっていること。

次に、住宅ストックについては、旧耐震基準や省エネルギー基準未達成の住宅ストックが依然多くを占めている。既存住宅流通は横ばいで推移していること。居住目的のない空き家が増加している中で、周辺に悪影響を及ぼす管理不全の空き家も増加していること。

次に、多様な住まい方、新しい住まい方として、働き方改革やコロナ禍を契機として、新しいライフスタイルとして、多様な住まい方への関心が高まっていること。また、テレワーク等を活用した地方郊外での居住、2地域居住など、複数地域での住まいを実践する動きが本格化していること。

次に、新技術の活用、DXの進展等についてですが、5G整備や社会経済のDXが進展し、新しいサービスの提供や技術開発が進んでいます。住宅分野においても、コロナ禍を契機として、非接触の顧客対応やデジタル化、DXも急速に進展しております。

次に、災害と住まいについてですが、近年、自然災害が頻発、激甚化しております。あらゆる関係者の協働による流域治水の推進など、防災・減災に向けた総合的な取組が進み、住まいの選択に当たっては、災害時の安全性のほか、医療・福祉施設の整備や交通利便性と周辺環境が重視されてきております。

本市でも、本格的な少子高齢化社会、人口減少社会を迎え、現在及び将来における市民の豊かな生活を実現するため、平成18年6月に制定された住生活基本法に基づき、良質なストックを将来世代へ継承していくことを主眼とした政策へと、大きく方向転換を図られております。

本市においても、令和3年3月19日、閣議決定された新たな住生活基本計画の概要に基づき、長寿命化計画の上位計画となる防府市住生活基本計画策定の作業を進められていると聞いておりますので、とても大変な作業であろうと推測しております。

公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸、転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

公営住宅を取り囲む環境は、高度経済成長期の大量供給時代を経て、核家族化や少子高齢化の進行とともに大きく変化し、人口減少社会を迎えようとしております。さらに追い打ちをかけるように、コロナ禍の問題が残っております。

市営住宅は、人口減少社会においても、住宅に困窮する社会的弱者に対する役割は高まっております。既存ストックの機能改善と福祉の連携により、セーフティーネットとして

の機能向上を図る必要もあり、福祉部局と連携しながら、福祉を意識した市営住宅行政の実践が必要ではないかと考えているところでもございます。

そこで御質問させていただきますが、防府市の公営住宅の戸数と入居戸数の現状、空き住居の割合について伺います。

次に、少子高齢化の進捗と市営住宅の需要と供給のバランスを取る必要がありますが、今後の需要をどのように見込まれているか伺います。

また、平成29年からの防府市公営住宅等長寿命化計画、10年間の計画があり、本年が見直しの年でありますので、どのような体制で、今後の市営住宅の長寿命化の方向性について検討されるのでしょうか。策定のスケジュールを含め、御質問いたします。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 宇多村議員の市営住宅についての御質問にお答えいたします。

住宅は生活の最も重要な基盤であり、自治体には、市民が安心して暮らすことのできる住環境を築くとともに、住宅セーフティネットの根幹として、公営住宅の適正な供給を行う責務があります。

現在、本市においても、少子高齢化の進展や地球温暖化の影響に伴い、カーボンニュートラル、脱炭素社会の推進、耐震性やバリアフリー性能の確保などが進められております。こうした社会環境の変化により、市営住宅においても、量から住みやすい質への転換が求められているところでございます。

このような中、現在、防府市公営住宅等長寿命化計画の見直しを進めているところでございます。

それでは、議員お尋ねの住宅長寿命化計画に関する2点の御質問につきましてお答えいたします。

本市の市営住宅は、昭和40年代から50年代に建てられたものが多く、現在26団地について、総管理戸数1,900戸のうち、入居戸数は1,300戸の約7割にとどまり、供給が需要を大きく上回り、空き室が目立つ状況でございます。建物も古くなっており、空き室は劣化が早く進むなど、様々な問題が生じてまいります。

さらに、人口減少の進む中、今後も入居者の大幅な増加は見込めないことから、今回の計画の見直しにおいては、安全・安心な住宅の提供と適正量の住宅供給を基本とし、団地ごとの集約化等を検討し、建て替え、集約、改修の3つの方向性を定めていくこととしております。

特に、富海団地をはじめ、耐用年数を経過する団地につきましては、建て替えや集約といった方向性の決定を急ぐ必要があります。

議員から地図を示されての富海団地につきましても、私自身、とのみ保育所や三世代住宅用地等に行った際に、しっかりと見ておりますので、先ほどの地図で改めて確認させていただいたところでございます。

富海の団地につきましても、お示しのありましたように、国道2号の拡幅が令和7年度完成予定であること、また、公共下水道の整備が進んでいること、こうしたことから、今後、利便性が高くなることが期待されます。こうしたことも踏まえて、方向性の検討を進めているところでございます。

また、今回の計画におきましては、昨日の答弁で申し上げましたように、カーボンニュートラル、脱炭素社会の推進のため、照明のLED化をしっかりと進めるとともに、建て替えを行う団地等につきまして、太陽光発電の設置について、団地の敷地も含め、検討することといたしております。

今後は、年内に団地ごとの建て替え、集約、改修の方向性を明らかにした素案を作成し、今年度中には計画の最終案をお示しする予定といたしております。

私といたしましては、地域で安全に暮らす基盤づくりの一つとして、市民からのニーズも踏まえ、良質な市営住宅を提供できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 12番、宇多村議員。

○12番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。丁寧な御答弁だったと思います。安全・安心で適正な集約化を図っていくということだったと思います。

最後になりますが、私のほうからの最後の要望になります。

富海の市営住宅は、昭和48年に建設され、平成30年に耐用年数を経過しております。最初にお示ししましたとおり、富海の市営住宅は三世代住宅用地と隣接し、とのみ保育所、富海小・中一貫校にも近く、とても条件のよい地理的要件を満たしております。

現在、富海の市営住宅は、住宅事業方針として個別改善と位置づけられておりますが、解体し、建て直しの計画とするよう、このたびの計画の見直しの中で変更されるようお願いし、私からのこの項の質問を終わります。お願いいたします。

続きまして、居宅介護支援事業所と介護予防事業について御質問いたします。

まず、日本の福祉を取り巻く環境は、日本の社会が少子高齢化社会へと変化する中、多様な課題に直面することとなります。今回は介護保険制度にスポットを当て、介護保険制

度の施行から現在までの制度改正の経緯について申し上げます。

介護保険制度は、平成12年4月に施行実施されています。その後の主な改正の経緯といたしましては、5年後に、平成17年、介護予防重視の視点から、要支援者への給付を介護予防給付に変更し、地域包括支援センターを創設。介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施し、介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業を実施すると改正されました。また、小規模多機能型居宅介護等の地域密着サービスを創設し、サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第1号被保険料の設定などが主なものです。

平成20年の改正では、介護サービス事業者の法令遵守の管理体制整備、休止・廃止の事前届出制、休止・廃止のサービス確保の義務化等、平成23年改正には地域包括ケアの推進、24時間対応の定期巡回、随時対応サービスや複合化サービスの創設、介護予防・日常生活支援総合事業の創設、介護療養病床の廃止期限の猶予、医療的ケアの制度化として介護職員によるたんの吸引等、有料老人ホーム等における前払い金の返還に関する利用者保護。

平成26年改正では、地域医療介護総合確保基金の創設、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実等があります。また、全国一律の予防給付、訪問介護、通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化しています。

低所得の第1号被保険者の保険料の軽減割合を拡大し、一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ、平成27年8月です。特別養護老人ホームの入所者を中重度に重点化しております。

平成29年改正では、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化、日常的な医学管理、みとり・ターミナル等の機能と生活支援としての機能を兼ね備えた介護医療院の創設。特に、所得の高い層の利用者負担割合の見直し、2割から3割です。介護納付金への総額報酬の導入。

令和2年改正では、地域住民との複雑化、複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援でございます。医療・介護のデータ基盤の整備と推進などが上げられております。

今後の介護保険を取り巻く状況としては、日本の人口構造の推移を見ますと、2025年以降、高齢者の急増から現役世代の急減に局面が変化します。団塊世代が75歳となる2025年をめぐり、重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送り続けることができるよう、医療・介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制をつくることが非常に重要ということとなります。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となっているとございます。

人口が横ばいで、75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが、人口が減少する町村部の高齢化の進捗状況には、大きな地域差がございます。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要です。

このように地域包括支援センターは、日本のこれからの社会を支える非常に重要な役割を持っております。地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的としております。

つまり高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的な役割を果たすことが、地域包括支援センターに求められております。

防府市の場合、市内に地域包括支援センターが5か所ありますが、1か所は防府市直営で、残り4か所は民間事業者へ委託しています。地域包括支援センターが、その業務を円滑に実施するためには、保険者との情報共有が不可欠であり、行政が責任を持ち、軽度認定者である要支援1・2や介護予防・日常生活支援総合事業の対象者のマネジメントを行う介護予防マネジメントを実施する上で、要介護認定情報等の情報は敏速に的確に入手する必要があります。

このように、地域の高齢者の総合相談だけでなく、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防支援など、要支援の地域住民を包括的に支援していく地域包括支援センターに対し、要介護1以上の方を支援し、介護が必要な高齢者の住宅生活を支えている居宅介護支援事業所があります。

居宅介護支援事業所は、ケアマネジャーが常駐し、介護相談、ケアプラン、居宅サービス計画の作成のほか、必要なサービスの連絡や調整、介護保険に対する申請の代行を行うなど、地域に密着したサービスを提供します。

介護予防事業を受けながら、要支援の状態から要介護1・2に認定された場合、その所管の地域包括支援センターの担当者から、次の要介護1以上の要介護者を担当する居宅介護支援事業所に移管することになります。要介護認定を受けた方は、居宅介護支援サービスを受ける居宅介護支援事業所を決定しなければなりません。

そこで利用するのが、居宅介護支援事業所の情報です。居宅介護支援事業所に所管が移るわけですから、居宅介護支援事業所を選ばなければなりません。居宅介護支援事業所を

判断するポイントは2つあるとのことでした。

まずは、高齢者の自宅から近い事業所を選ぶこと。地域の介護サービスの情報が入手しやすいし、何があっても安心ということでした。次に、質の高いケアマネジメントを実施している事業者に対し、市町村から支払われる介護報酬加算があり、特定事業所加算を受けている事業所だそうです。

このように介護保険の現場では、市場規模が広いと、様々な事業者が交錯し、情報交換いたします。

このような中、社会保障審議会、介護給付費分科会の平成30年度の介護報酬改定に関する審議概要報告の中で、中重度の要介護者を含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制に警鐘を鳴らし、ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保をうたっており、包括ケアシステムの推進計画を掲げております。

そこで御質問いたしますが、介護保険の法令遵守について、どのような会議などの場で、コンプライアンスについて周知を図られていますか、お伺いいたします。

次に、防府市の介護予防・日常生活支援総合事業について御質問します。

2015年の介護保険改正により、防府市では平成29年4月から総合事業を実施されております。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、生き生きと自分らしい普通の暮らしが継続できるよう、総合事業を一部改正し、令和3年1月から実施しています。

要支援者の軽度の生活支援を必要とされる方に対し、短期・集中予防型サービスを中心としたサービス体系を構築し、自立支援、介護予防、重度化防止、社会参加の機会の確保等の取組を進められています。

総合事業の構成として、要支援1、要支援2の認定のある方及び事業対象者に認定された人、すなわち要支援者が利用できる介護予防生活支援サービス事業と、65歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防事業があります。

令和3年1月からは、介護予防サービスなど何らかの支援が必要になった要支援者などが元の生活に戻ることを目指すサービスの流れが構築されております。

これに加え防府市では、保健福祉事業として介護サービス事業者による介護予防教室を開催し、介護予防の取組を進められております。

先日の新聞報道で、健康寿命延伸の記事に接しました。防府市では介護予防ケアマネジメントを実施され、通所型サービスの一つとして短期集中予防型サービスを実施されていると聞き及んでおります。近年の実施状況をお伺いしたいと思います。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 宇多村議員の居宅介護支援事業所と介護予防についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の居宅介護支援事業所のコンプライアンスについてです。

居宅介護支援事業所はケアマネジャーが在籍される事業所であり、ケアマネジャーは要介護の認定を受けられた高齢者に対して、本人や家族の要望を聞き取りながら適切なサービスの利用計画であるケアプランを作成し、サービス利用の支援をされます。

現在、市内に41の事業所があり、各事業所とも介護保険の法令にのっとり適正に運営されています。

こうした中で、居宅介護支援事業所に対しましては、保険者である市が、年1回、全ての事業所に集まっておき、居宅介護支援事業所集団指導を開催し、法律の改正などの説明をするとともに、ケアマネジメントの公正・中立についての確認をしております。

これに加え、厚生労働省老健局が示しております介護保険施設等に対する実地指導の運用方針に基づき、事業所の指定有効期間である6年に1回、年7か所程度の居宅介護支援事業所を個別に訪問し、さらにきめ細かくケアプランの作成などについて、適正に実施されているかを確認し、指導もいたしております。

次に、2点目の短期集中予防型サービスの実施状況についてです。

国は、介護予防・日常生活総合事業の一つとして、短期集中予防型サービスを位置づけており、本市では、元の生活に戻ることを目指す取組として、第5次総合計画の重点プロジェクトに位置づけ推進しています。

本市の短期集中予防型サービスは、要支援1・2などの介護度の低い高齢者を対象として、3か月間、全12回、事業所に通所しながら対話と運動を組み合わせることにより、日常生活の中で心身の状況を改善し、介護が必要となることのない元気だった頃の元の生活を取り戻すことを目的としたサービスでございます。

令和3年1月から実施しており、7月末までの状況は、利用者数が79人で、うち30人が終了されています。終了された30人のその後の経過を見ますと、22人は元の生活を取り戻し、介護のサービスを利用されず自立した生活を送っております。

このことから、この事業は一定の成果が出ていると考えておりますが、利用者数の実績が79人とまだ少ないため、今後、各地域包括支援センターと協力して、対象となる人をこの事業に少しでも多くつないでいくとともに、課題などを検証し、よりよい事業となるようしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 12番、宇多村議員。

○12番（宇多村史朗君） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。

介護保険の世界は市場が大きく、関係する事業者も多くある市場でございます。何より公正・公平の観点から、しっかりコンプライアンスをお願いいたします。

次に、短期集中予防型サービスの実施状況につきましては、始まったばかりの事業ということで、介護給付費の抑制効果はもちろんありますが、何よりもお年寄りがいつまでも元気で生活の質の向上につながる大切な事業でございます。全国には改善率の高い自治体が存在するそうです。先進事例をしっかり調査され、大いに効果を上げられることをお願いし、本日の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、12番、宇多村議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、11番、曾我議員。

〔11番 曾我 好則君 登壇〕

○11番（曾我 好則君） 会派「自由民主党」曾我好則でございます。

去る9月3日に我が自由民主党の菅総裁が総裁選に立候補しない考え方を表明されました。コロナ禍の中、難しいかじ取りを強いられ、最終的には国民の不満が全て菅政権に集中したため、約1年という短い在任期間ではございましたが、最大6割にもなる携帯料金の値下げをはじめ、ワクチン優先確保、不妊治療の保険適用、後期高齢者の医療費負担の増加、福島原発処理水の放出決定、自衛隊基地等の重要土地利用規制法の制定、デジタル庁の創設、クアッド成立など、まさにたたき上げ、仕事人、苦労人にふさわしい御功績を積み重ねており、国民へのアピールが下手だったかなということは否めませんが、個人的には残念でなりません。

次期総裁には経済対策等の期待から株価が3万円以上値をつけており、石田議員や今津議員じゃありませんが、私もプライマリーバランスの一時凍結、大胆な経済対策をしていただける新総裁が選出され、一日でも早いコロナの収束を願うばかりでございます。

さて、本題に入りますが、宇多村議員のようにパネルを使って分かりやすく説明できないかも分かりませんが、御了承ください。

それでは、新型コロナウイルス感染症についてお尋ねいたします。

現在、変異株の出現により感染力の強いインド型、いわゆるデルタ型が日本中で猛威を振るっており、最近はやや収まりつつありますが、連日多数の感染者が出ており、新たな局面を迎えたと言っても過言ではないと思います。

このため、9月12日までの間、コロナ特別措置法に基づき緊急事態宣言を21都道府

県で発令されており、隣接する広島県と福岡県は緊急事態宣言中であり、昨日、隣接の2県を含む19都道府県が9月30日まで宣言が延長される見通しという報道もございました。

このような状況の中、本県においても決して楽観視できる状況ではなく、現在の感染状況はステージ3ということで、感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要の段階となっており、8月13日からのデルタ株感染拡大防止集中対策に加え、8月30日から9月12日までの間、県内全域の飲食店と喫茶店に対して、営業時間と酒類の提供時間の短縮をお願いしているところでございます。

一方、ワクチン接種も着実に進んできており、接種された方の感染及び重症化に非常に有効であるということが明らかになってきたとともに、このデルタ株はワクチン接種していない若年層でも重症化することなど、時間が経過するとともにコロナ感染症の傾向や対策は明らかになってまいりました。

インターパーク倉持呼吸器内科では、ワクチン接種を2回終えた157人に抗体検査を実施したところ、7人に抗体が見られず、ワクチン接種を2回終えた人でも感染する、ブレークスルー感染が起きるとともに、接種後抗体量も徐々に減っていくことも明らかとなり、2回のワクチン接種だけでは対策が完璧ではなく、3回目の接種も検討が必要となっており、抗体量が少ない人から効率的に接種すべきということも提言されております。

また、ここ何年か、私、個人的な話ですけど、ワイドショーなんか見たことなかったんですが、オリパラや高校野球の合間で見られる機会が多くなり、盛んに放送されていたのが、東京都でPCR検査が陽性となった場合、中等症以上は即入院ですが、無症状者や軽症者は、保健所から血中酸素濃度が測定できるパルスオキシメーターを渡され、自宅療養、宿泊療養となり医師による治療が受けられず、残念ながらお亡くなりになられたという不幸な報道ばかりでした。

実際、東京都の病床数の状況を調べてみますと、最近ちょっと増えていましたが、9月7日現在、コロナで確保されている病床数が全部で6,319床、うち重症者用は492床であり、入院されている方は4,164人、重症者は260人となっており、病床数の約65%と53%が埋まっている状況ですが、実際の数字上はまだ空きがある状況なので、地域間の縛りがあるのも理解できますが、都内で柔軟に調整できていれば、まだまだ病院への受入れは可能であったというふうに感じております。

病床数の確保は地方自治体の役割でありますので、いかに緑の知事さんがただのパフォーマーであったか御認識いただけると同時に、その分、国民の批判を一身に浴びて菅政権が退陣に追い込まれたというふうには私は感じております。

問題なのは、必要なところに病床数が足りていないことであり、全国のコロナ対応に充てられている総病床数はわずか3%に過ぎず、一部報道によると、医師会の全面的な協力が得られていないため、1年半たっても病床数が増えていない現状と、病床数の確保と初期対応の充実を念頭に、2類感染症を5類相当に引き下げようとしても、多くの民間医療施設で反対されている現状では、限られた病床数の中、いかに陽性者を重症化させないことが重要となってまいります。

このため、ハード面において臨時の医療施設の設置で病床数を増やす動きが出たことや、東京都では8月23日から渋谷に酸素ステーションを開設し、血中酸素濃度が下がった場合の応急措置ができるようになり、神奈川県でも同様の施設を既に設置済みであるということで、やっと改善されてまいりました。

ソフト面においては、厚労省が4月に特例承認した抗体カクテル療法は、ウイルスが体の細胞にくっつくのを阻止することによって重症化させない効果があるということで、8月16日から福岡県では宿泊療養施設で投与が始まっておりますし、また、最近テレビによく出演されているという長尾クリニックの長尾院長は、これまで多くのコロナ患者を診られているようで、エボラ出血熱等の治療薬で既に承認されているレムデシビルを治療薬として使われており、錠剤を飲んだ翌日には劇的に症状が改善されているようで、リスクも少なく非常に有効な治療方法と推奨されております。さらに、軽症者向けの飲む治療薬として、ファイザー社と日本の塩野義製薬がそれぞれ臨床試験を始めたという報道もありましたので、重症化を防ぐ治療薬として期待できるものと思います。

このように、ハード面とソフト面で各種動きが出てきたことは、国民にとっても非常に喜ばしいことであり、一日でも早くこれまでの日常を取り戻せる日が来ることを願ってやみません。

ここで、お尋ねいたします。現在、感染力が強く若年層を重症化させるデルタ株の出現により、国内の状況が一変してきたと感じておりますが、本市における現状と課題及び今後の対応について、市長の御所見をお伺いします。

○議長（上田 和夫君） 11番、曾我議員に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 曾我議員の新型コロナウイルスへの対応についての御質問にお答えいたします。

私は市民の皆様の安全・安心を守るため、新型コロナウイルス対策の切り札であるワクチンを、少しでも早く接種していただけるよう、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会の協力をいただき、接種体制の強化を図ってまいりました。

そのような中、本市においては医療従事者を対象に接種を始めました4月から、夜間の集団接種に取り組み、高齢者への接種と並行し、本市独自に通所訪問系介護事業所、保育所等の職員の方、消防団員、民生委員等への優先接種を行ってきたところです。

さて、新型コロナウイルスの感染が昨年確認されて以来、本市においては市民の皆様にもマスクの着用や手指等の消毒徹底の呼びかけ、広報車両、防災無線での感染防止対策の周知、駅前でのマスクの声かけなど、様々な感染防止対策を実施してまいりました。

また、4月にワクチンの集団接種を開始してからは、昨晚も参りましたが、毎日接種会場へ出向き、現場の声を聞き、運営方法の改善なども指示をし、これまで大きなトラブルもなくワクチン接種は順調に進んできているものと思っております。

このような中、今週、9月6日には山口県は全国1位の接種率として、対象者の7割の方が1回目接種を完了し、6割の方が2回目接種を完了していると発表されました。

本市におきましては、1回目接種を8割の方、2回目接種を7割の方が完了されており、山口県をそれぞれ約10ポイント程度上回っている状況でございます。

現在、新型コロナウイルス感染症は、感染力の強いデルタ株が全国で流行しており、新規感染者数も急増している状況です。デルタ株は非常に感染力が強く、若者も重症化するリスクがあると言われており、医療提供体制への負荷が高まっていることから、県では、8月25日にデルタ株感染拡大防止集中対策を強化されました。

本市もこの感染拡大に対応するため、市有施設の休館や市主催のイベント等の中止などの措置を講じております。

また、安全・安心な教育体制を確保するため、夏休みを1週間延長し、その間に教職員や保育士等に対しPCR検査を実施したところでございます。

さらに、ワクチン接種については、ファイザー社製とモデルナ社製のワクチンの追加配分がされたことから、これまでに接種希望の登録をされている方の接種日時等の調整を、現在行っているところでございます。追加されたファイザー社製のワクチンについては、市内の医療機関での個別接種に使用することとし、モデルナ社製のワクチンについては、これにより9月27日からの市保健センターでの集団接種を実施することといたしております。これで、希望されます全ての市民の方の接種をおおむね完了することができるものと考えております。

議員御指摘のとおり、国内においてもデルタ株によるブレークスルー感染が起こっており、2回接種を終えた方も注意が必要と言われております。そのため、今後、国の新たな対策として、報道等で報じられております3回目接種が行われることも想定し、その場合にも、今回と同様スムーズな対応ができるよう医師会とも情報を共有し、その対応も検討

をしているところでございます。

私は、今後とも国・県及び3師会としっかりと連携を図り、市民の皆様が不安を抱かれないよう、新型コロナウイルス感染症対策を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 11番、曾我議員。

○11番（曾我 好則君） 高血圧と肥満の2大疾患を抱える身としましては、非常に大変心強い御解答をいただき、ありがとうございました。

個人的な話になりますが、実は、おととい、9月7日に、私、2回目のワクチン接種を行いました。で、昨日37.9度の熱が出まして、今日は36.5度でクリアできましたけど、何とか本日の一般質問をすることができましたことをうれしく思うとともに、若い人ほど副作用があるということなので、まだまだ頑張らにゃいけないかなというふうに心を新たにしたところでございます。

さて、本市における感染者数は、お盆期間に里帰りや近県・近隣他市の影響をもろに受けるなど、多くの市民が感染し不安を感じる時期もございましたが、村岡知事や池田市長が医師会等としっかりと協議・連携されているため、ワクチンの全国1位の接種率をはじめ、現状では万全な医療体制が敷かれているというふうには、大変心強く感じております。

実際、昨日、厚労省の助言機関の会合で、65歳以上の高齢者のワクチン接種による効果として、7月から8月の2か月で10万人以上の感染抑制と8,000人以上の死亡者数を減少させたという報告と、9月1日から3日までのたった3日間の間ですけど、新規感染者数でワクチン接種歴から全年齢で未接種者だと、10万人当たりで59.9人が感染していたのに対し、2回接種者だと4.5人とどまり、約13分の1に抑えられているのと、65歳以上では未接種者で33.3人、2回接種者で3.0人という11分の1に抑えられていることが示されているようでございます。

また、抜本的な治療薬がない中、変異株のウイルス自体、一定の頻度でその遺伝情報に変異を起こすものであり、今後しばらくはワクチンとのいたちごっこになると思われませんが、現状では変異に対応したワクチンに頼らざるを得ない状況でしょうから、本市としましては、池田市長の御解答をいただいたように、しっかりとワクチン接種を進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、医療体制については、緊急事態に備え、県や医療機関と密接に連携を図っていただき、いつでも万全の体制が構築できるようお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、11番、曾我議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） 次は、15番、田中敏靖議員。

〔15番 田中 敏靖君 登壇〕

○15番（田中 敏靖君） 会派「自民党」の田中敏靖でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今日は時間が惜しいので、簡単にやらさせていただきます。執行部におかれましては、御解答のほどよろしくお願ひ申し上げます。

公民館などの公共施設の安全性についてお尋ねいたします。

最近の気象変化は常識が通用しなく、何があるか、何が起こるか予測がつきません。1000年に1度が毎年あるのではないかと不安がいっぱいでございます。危険な公民館として向島と小野と牟礼の3か所が挙げられ、そのうち向島は建て替え完了、小野は現在建て替え進行中と、順次整備が進行しております。

その中で、牟礼公民館等の移転等についてお尋ねいたします。

平成21年の豪雨災害では、駐車場入り口付近で消防自動車の水没するなど、数々の被害がありました。避難場所に指定されている公民館が水没することはあってはならないと思います。第5次防府市総合計画には、柳川浸水想定区域内にある消防署東出張所及び牟礼公民館について、防災上安全な場所への移転、建て替えが記載されております。現在、消防署東出張所については移転整備が始まっておりますが、牟礼公民館の移転先については、どこを想定されておりますか、また、どのような調査を行っているのか、お尋ねいたします。

併せて、牟礼交番も牟礼公民館と同じ柳川の浸水想定区域内にありますが、この牟礼交番の移転について何かお考えがあれば、お聞かせください。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上田 和夫君） 15番、田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中 敏靖議員の牟礼公民館等の移転、建て替えについての御質問にお答えします。

議員におかれましては、牟礼地域の振興に御尽力いただいておりますことに対しまして、まずもって心から感謝を申し上げます。

私は市長に就任以来、市民の皆様の命を守ることが市政の最重要課題であるとし、安全・安心を第一にしたまちづくりに取り組んでおります。

現在、安全・安心の防災拠点として、まちの顔となる新庁舎の建設を進めており、今回の補正予算で庁舎建設に係る債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。

今後、佐波川右岸地域の広域防災広場の整備を急ぎ、また、文化福社会館解体後の跡地への防災広場の整備も進めることといたしております。

こうした中、牟礼地域の皆様から、現在の牟礼公民館や消防署東出張所は柳川より低い場所に位置しており、安全な場所に移転してほしいとの御要望をいただきました。市といたしましても、公民館や消防署は安全・安心な場所へ移転すべきと考え、国等へ移転の支援策を要望していた結果、移転の緊急性、必要性が高い事業で、令和7年度までの完了を要件といたしまして、特例として市の実質負担が事業費の3割まで圧縮できる緊急防災・減災事業債が活用できることとなりました。

このため、消防署東出張所、牟礼公民館の移転・整備を急ぐこととし、消防署東出張所については、既に移転整備に向け事業を着手したところであり、牟礼公民館については建て替え場所の検討を急いでいるところでございます。

議員お尋ねの牟礼公民館の移転先、建て替え場所の検討状況についてです。

現在の公民館が柳川より低いところにあることから、第1に浸水想定区域より高台にあって、防災上の安全確保ができる場所であることを大前提とし、牟礼地域の中央に位置するなど、牟礼地域の皆様にとって交通の便がよいこと。さらには、一定の面積の土地が早期に確保できることが条件となります。

検討した結果、この条件をクリアする場所といたしまして、市といたしましては県道防府環状線の牟礼柳交差点付近の消防署東出張所移転用地の南側に造成されております県有地が適地ではないかと考えております。

今後、地元の皆様に説明も行い、地元の下承が得られるめどが立てば、公民館用地として県有地の一部購入について県と具体的な協議に入ることとしております。議員の御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、移転後の新たな牟礼公民館については、県の事業のシビックテックチャレンジYAMAGUCHIを活用し、公民館の機能強化に向けた検討を行っているところであり、デジタル時代にふさわしい公民館にしていきたいと思っております。

また、現在、公民館のそばにあります牟礼交番につきましては、地域の皆様の安全・安心や利便性の観点から、公民館の移転に合わせる形で、新しい公民館の近くに移転していただければと考えており、今後、県有地の購入要望をする際には、併せて県に要望をしてみたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田 和夫君） 15番、田中敏靖議員。

○15番（田中 敏靖君） 場所の選定等々も、もうとにかく進んでいるということで、

安心しております。牟礼の自治会連合会の会長を28年間やりまして、今年には降りましたけれど、これが心残りでしたので、これで一安心でございます。

この公民館につきましては、いろいろと質問したいことがたくさんあったんですが、今日は時間がございませんので、これは持ち送りとして今後質問をさせていただきますので、時間をちょっと過ぎましたけれど、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田 和夫君） 以上で、15番、田中敏靖議員の質問を終わります。

○議長（上田 和夫君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 和夫君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後0時 2分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月9日

防府市議会議長 上 田 和 夫

防府市議会議員 三 原 昭 治

防府市議会議員 田 中 健 次